管理コード	要望事項 （事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	管理番号 提案事項	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
200010	市場化テスト対象業務の大幅な拡大	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律	－	組織機構改革による大幅なアウトソーシング（行政サービス提供事業である各種登録事務、申請、発給、交付業務、税等の徴収業務、統計業務、上下水道事業等の、公権力行使を含む業務全般に関して大規模な民間委託）	行政業務の高賃金体系のドラスティックな改善については、給与体系の見直しによる所得の適正化を図ることで、現在雇用中の臨時職員の不安定な身分も解消しつつ妥当な総人件費を実現し、若い世代の雇用の場を広げる等、地域の雇用全体を増加させ、勤労意欲向上と未来への希望を作り出す。もって、過疎化と少子高齢化に歯止めをかけ、市全体を住民が相互に支えあう共同体にすることを期する。大幅なアウトソーシングについては、行政業務の高賃金体系のドラスティックな改善を目指して、沖縄県うるま市役所の先行事例が部分的には参考となるように、公務員の雇用者である住民全体から観た満足度と効率性の改善を行うために、行政サービス提供事業である各種登録事務、申請、発給、交付業務、税の徴収業務、統計業務、上下水道事業等の公権力行使をを含む業務全般に関して大規模な民間委託を実施する。組織機構そのものを、市役所の基幹要員（管理職）と民間の業務管理責任者、窓口業務等を担当する受託企業社員等で構成する形態に変えていく。結果として,現在雇用中の不安定な身分の臨時職員、嘱託職員等の雇用形態の解消を図り、適正な総人件費と地域内待遇格差の是正の実現を目指し、地域の雇用の拡大と安定した収入を提供することで、過疎化と少子化に歯止めを掛けたい。	－	－	公共サービス改革に係る提案として、内閣府において検討する。				0 0 2 1 0 1 0	A市	その他	内閣府
200020	NPO法人の職員のみなし公務員化	各個別法令	みなし公務員制度は、各種業務に関連する法令に規定され、その業務に従事するものを公務員とみなす制度。 現在、様々な業務に関連する法令に盛り込まれている。 【例：介護保険法】 第二十四条の二　市町村は、次に掲げる事務の一部を、法人であって厚生労働省令で定める要件に該当し、当該事務を適正に実施することができると認められるものとして都道府県知事が指定するもの（以下この条において「指定市町村事務受託法人」という。）に委託することができる。 一～三 （略） 2、3 （略） 4　指定市町村事務受託法人の役員又は職員で、当該委託事務に従事するものは、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。 5、6 （略）	NPO法人の職員のうち特定業務に従事する者について、みなし公務員の特例を適用する。	NPO法人の職員のうち、特定業務に従事する者について、「刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす」規定を適用する。 提案理由： NPO法人が、行政との間で円滑に連絡調整しながら業務を遂行するため、NPO法人が、公務員と同じ義務及び罰則を適用することによって、行政機関と同じ立場で事務を遂行することを可能とする必要がある。	D	－	みなし公務員制度は、各種業務等の関連法令に規定され、その業務に従事するものを公務員とみなす制度であり、現在、様々な業務等の関連法令に盛り込まれているところ。 現行でも、特定非営利活動法人が行う多様な活動のうち、行政との間で連絡調整を要する業務を行う場合には、必要に応じて、関連法令に基づき、特定業務に従事する者には、みなし公務員の特例を適用することは可能である。	右の提案主体からの意見を踏まえ、包括的な業務に従事する者に対して、みなし公務員の規定が適用されるよう、再度検討し回答されたい。	NPO法人が若者等の生活自立支援や就労支援等の業務を包括的に行うことを可能とすることを目指し、別途提案している「NPO法人による職業紹介」（管理コード090250）、「NPOによる生活保護の申請受理・実質的決定」（管理コード090290）、「本人の状況に応じた生活保護の給付方式」（管理コード090300）、「行政組織間及びNPO法人との個人情報の取扱いの緩和」（管理コード040150）等を実現するにあたっては、あわせて、当該業務に従事する者をみなし公務員とし、守秘義務、個人情報取扱い、公権力の行使等の場面において、公務員と同等の地位に置く必要がある。こうした包括的な業務に従事する者は、現行法令上想定されていないため、現行規定によっては対応不可能であり、特区において実現する必要がある。	市民で創るヨコハマ若者応援特区	0 0 3 0 0 8 0	市民で創るヨコハマ若者応援特区実行委員会	神奈川県	内閣府
200030	国の出先機関の事務を希望する地方に先行移管する制度の創設	・出先機関の事務・権限に関係する個々の法令等 ・出先機関（地方支分部局）の所掌事務について定める各府省庁の設置法、組織令等	国の出先機関が所掌する事務・権限については、個々の法令等にその根拠を有するものが少なくない。 また、それらの事務・権限も含め、出先機関（地方支分部局）の所掌事務については、各府省庁の設置法、組織令等において定められている。	国の出先機関原則廃止に向けた道筋を早期に示すため、国の出先機関の事務を希望する地方に先行移管する制度を創設する。 そのため、関係自治体が連携して事務処理を行うための「協議会」を設置することを要件に、広域的な事務を関係自治体に移管することとする。 また、国と地方の間の人材相互派遣制度を創設する。	地域主権改革推進には国出先機関の事務の大幅な地方移管が不可欠である。県をまたがる広域的な事務を地方に移管するには、関係自治体が広域的に連携することが必要となる。 様々な事務の移管に柔軟かつ迅速に対応できる「協議会」の設置を要件に、国の出先機関の事務の先行移管を受けられる制度を創設すれば、広域連合に加え、地域の選択の幅が広がり、権限移譲を大いに進めやすくなる（例：首都圏の国道16号などの直轄国道）。 また、現行制度では認められていない国と地方の間の人材相互派遣制度が創設されれば、事業の性質や事業量に応じて柔軟な人材活用が可能となる。	C	Ⅰ	現行の特区制度は、地域の特性に応じた規制の特例措置の適用を受けて地方公共団体が特定の事業を行うこと等を可能とする仕組である。国の出先機関の事務・権限には、各府省の任務を的確に遂行していく上で必要とされる多種多様な機能や役割があり、現行の特区制度の枠組の中で、個別具体的に事務・権限を特定せずに「国の出先機関の事務を希望する地方に先行移管する制度の創設」について検討することは困難である。 ただし、昨年12月14日の地域主権戦略会議の初会合で提示された、出先機関改革を含む地域主権改革の工程表である「原口プラン」に沿って、地域主権戦略会議を中心に、行政分野ごとの特性も踏まえた、国と地方の役割分担の考え方、個々の事務・権限の取扱い、財源や人員の取扱い、受皿の在り方などを検討し、本年夏を目途に策定予定の「地域主権戦略大綱（仮称）」に出先機関改革の基本的考え方について盛り込むことを予定している。また、これらの検討を進める中で、必要に応じて地方団体などの関係者の意見も聴取することを予定している。それぞれの出先機関の事務・権限を具体的にどのように地方に移管していくかについては、戦略大綱に盛り込まれる基本的考え方に沿って検討していくこととなる。	右の提案主体からの意見を踏まえ、国道16号などの直轄国道等の社会資本整備部門に係る具体的な事務権限の先行的な移管について、特区として対応するよう、再度検討し回答されたい。	提案に対する回答では、個別具体的に事務・権限を特定せずに国の出先機関の事務を希望する地方に先行移管する制度の創設は困難とのことであるが、この提案では国の出先機関のうちの首都圏社会資本整備の部門に特定し、国道16号などの直轄国道を具体的に示している。 また、関係自治体が連携して事務処理を行うための「協議会」の設置や、国と地方の間の人材相互派遣制度の創設といった具体的な内容も示している。 「地域主権戦略大綱（仮称）」に出先機関改革の基本的な考え方を盛り込む予定であり、それぞれの出先機関の事務・権限を具体的にどのよう地方に移管していくかについては、戦略大綱の基本的考え方に沿って検討していくとのことであるが、構造改革特区制度は現行の規制に対して、特定の目的の下に地域限定での規制の特例を認めるものである。 したがって、地域主権改革を積極的に推進するためにも、地域主権改革の検討に先行して、構造改革特区による対応を求めるものである。	【首都圏社会資本整備促進特区】国の出先機関の事務・権限の先行移管	0 0 3 4 0 1 0	埼玉県	埼玉県	人事院 総務省 国土交通省 内閣府
200040	独立行政法人科学債の発行	独立行政法人通則法第四十五条五項	第四十五条 5　独立行政法人は、個別法に別段の定めがある場合を除くほか、長期借入金及び債券発行をすることができない。	独立行政法人通則法第45条5項の「個別法に特段の定めがある場合を除くほか、長期借入金及び債権発行をすることができない。」という規制の特例を認め、科学債を発行する。	つくば市における独立行政法人（大学を含む）が一体となって、国策研究を行う資金を集めるため、同時に、日本の未来を担うポストドク研究生活安定を図る基金を募るため、独立行政法人が証券会社との連携の下に「科学債」を発行することを可能にする。 政府の成長戦略に決定された、グリーンイノベーションとライフイノベーションの研究をつくば在住の研究所・大学（以下、研究所群という）で総力を挙げて研究するため、独自の資金調達をめざす。「科学債」は、10年据え置きの債権で、科学技術の研究成果が得られたときに配当・元本償還する。一種のベンチャーキャピタルの形成であり、先端性・信頼性の最も高い日本の研究所群への投資であり、かつ、政府の成長戦略と第4期科学技術基本計画のリード機関、リードエリアとなるべき研究所群を国に先駆けて動かすものである。かかる研究所群に対し、広く民間、個人、外国などから投資する仕組みを作る。 また、集まった資金の一部を使い、ポストドク保障基金を設立し、ポストドクや若手研究者が、連続してプロジェクトに就く斡旋を行い、その生活がワークシェアリングシステムによって、パーマネント研究者と同等の生涯所得・社会保障が得られるように支援する仕組みをつくる。 日本は、国際経済における地位が次第に低下し、研究部門で後発のアジア諸国にも、追い越されようとしている中で、研究所群は、国の動きを待つのではなく、国の動きに呼応して、すでにある科学インフラを活用して迅速に国策イノベーションを進めなければならない。従来、研究機関の横のつながりと若手の養成にボトルネックを指摘されてきたが、科学債の収益はこの二つの問題の解決を図る資金となり、国策イノベーションの国内最大の担い手として、つくばの研究所群が力を発揮することになる。 国家的な共通課題である新成長戦略（グリーン・イノベーション及びライフ・イノベーション）に係る研究開発に関し，つくばに立地する各研究機関が産官学・国内外で連携して取り組む。	E	Ⅰ	国立公文書館の調査研究業務は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関する調査研究に限定されており、提案者の要望するグリーン・イノベーションやライフ・イノベーションの研究開発との関連性は極めて薄く、提案者の想定している要望先には該当していないと考えられる。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	・時代が大きく変革する中、国づくりに関しても、「新しい公共」の仕組みを官民挙げて、創り出すことが重要と思われる。独立行政法人においても、例えば、特定の国策研究課題や、あるいは最先端大型医療機器の維持管理に係る案件等に対して、独自に又は連携して債権発行を可能としていただくことは、まさに特区制度によって実現されるべきものであると認識している。個別法改正に時間がかかるが故に、今回の提案となっている。再度ご検討いただけるようお願い申し上げる。 ・当地に所在する機関と協働で債券発行すべきである。	国家戦略つくばオフィス実現プロジェクト	0 0 3 5 0 1 0	国家戦略つくばオフィス実現委員会	茨城県	総務省 外務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 内閣府
200051	寄付金と反対給付及び利益相反にかかわる規制緩和	－	－	・国策研究を目的として寄付が行われた場合 ・複数機関に対して同じ目的で寄付が行われた場合 の双方を満たす場合にのみ、研究開発の目的を限定し、かつ研究開発成果の情報を対価としうる寄付行為を可能とする。（反対給付にかかわる規制の緩和） また、寄付金控除の控除対象限度額の引上げあるいは全廃（全額損金算入）を行う。 【具体的内容】 ① 研究開発に関する利益相反ガイドラインの緩和	※提案理由 研究開発力の強化、イノベーション創出のために、研究開発機関におけるオープンイノベーションを阻害する規制の緩和が必要。より具体的には、民間企業からの研究開発機関への投資を促進し、さらに、研究開発機関における利益相反ガイドラインを緩和することで、課題解決型国策研究におけるニーズとシーズの連携を頻度・規模ともに増加させることを目指す。 ※具体的実施内容 寄付を行った側： 1）寄付金を用いた研究開発の目的を定めることが出来る。（国に対する寄付、あるいは指定寄付金のイメージ） 2）リードタイム1年の間に限り、研究成果にかかわる情報を寄付行為の対価として独占的に得ることが出来る。（反対給付にかかわる規制の緩和） 寄付を受けた側： 研究開発に関する利益相反ガイドラインを大幅に緩和する。（反対給付にかかわる考え方、利益相反ガイドラインを明示するだけでも可。） 寄付行為に対して： 景品表示法を適用しない。 寄付をする側の宣伝効果、将来における販売促進効果などを規制の目的として問わない。	E	Ⅳ	国立公文書館の業務は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関する調査研究に限定されており、提案者の要望する研究開発力の強化やイノベーション創出との関連性が極めて薄く、提案者の想定している要望先には該当していないと考えられる。 なお、国立公文書館は、研究開発に関する寄付金の受入れを行う法人となっていない。	右の提案主体からの意見を踏まえ、寄付金を用いた研究開発に関する利益相反ガイドラインの統一的な策定について、再度検討し回答されたい。	・利益相反ガイドラインが、各省庁傘下の機関において個別に定められていること自体が実質的な規制（制約）として機能していることから、内閣府において統一的ガイドラインの策定を行い、その適用を行う特区の制定をお願い申し上げる。 ・各府省の個別回答ではなく、調整の上、回答願う。	国家戦略つくばオフィス実現プロジェクト	0 0 3 5 0 3 0	国家戦略つくばオフィス実現委員会	茨城県	外務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 内閣府
200060	私学法人（小学校）設立にあたって、寄付金による設立を目的とするにあたり、公益認定法人取得の緩和	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律等	平成20年12月1日より、新しい公益法人制度が施行され、法令の要件を満たせば登記のみで一般社団法人・一般財団法人の設立が可能となった。また、一般社団法人・一般財団法人のうち、法令に定められた基準を満たしていると認められる法人は、行政庁の認定を受けて公益社団・財団法人となることができる。基準を満たしているかの判断は、民間有識者から構成される合議制の機関が行うこととなっている。 （なお、旧制度では、主務官庁に公益性を認められたものだけが、法人格を得ることができた。）	平成20年の民法改正により、旧法で3年間の暫定期間に限り、学校法人設立の目的で認可されていた公益財団法人はなくなり、「公益認定財団法人」の取得を義務づけられました。したがって、学校法人申請を目的とし、寄付金によって設立を希望する者に限り、「公益認定財団法人」の緩和を求めます。	平成20年7月、栃木県那須町岡本にて私学の小学校を設立するために約1，500坪の土地をある団体から提供されました。9月に入り栃木県教育委員会の指導を受け、私学法人設立の準備に入りました。校舎、宿舎、運営費等を広く一般からの寄付金によって、学校法人設立を目指しました。12月に入り、県教育委員会より「民法の改正により、寄付金を集めて学校法人を設立するには、公益認定財団法人の取得がなければ出来ない。」との連絡を受けました。 提案理由：私学法人設立を目的に、寄付金を集めて設立する場合、「公益認定財団法人」と「学校法人」の2つの永久的な法人格を有することになります。旧法では、学校法人設立のためのみの目的に暫定的（3年間のみ）公益財団法人が認められていました。私の目的は、「学校法人」のみの法人格1つで良いわけです。公益認定法人と学校法人は、根源的に異なる法人格と思います。ここに矛盾があります。すっきりした学校法人設立への道を取り戻してほしい。 効果：今日の小学校の事情から、多く.の授業が成立していません。不登校児も多く、学力の低下も指摘されています。広く民間からの資金によって、多種多様な学校が設立される事によって、子ども達一人一人に会った学びの場が回復されると思います。学校が楽しく、引きつけられる学舎になるでしょう。ちなみに、法の改正後2年間寄付金による私学法人の設立は、1件もないようです。	E	－	・新しい制度では、法令に明確に規定された基準に基づき、民間有識者から構成される合議制の機関の判断を経て、認定を行うものであり、ご提案のように、一部の法人について基準を緩和することは困難。 ・内閣府としても、新しい制度の理解や早期の申請に資するため、窓口や電話での相談を受け付けており、認定の要件や提出書類等にご不明な点があれば、まずはお近くの申請先行政庁までご相談いただきたい。 ・なお、寄付金によって学校法人を設立する場合に限って、「特定公益増進法人」の認定と資金を管理する窓口の新設をというご指摘については、所管省庁において検討されるものと考える。	右の提案主体からの意見を踏まえ、公益財団法人の認定にあたり、設立期間に係る条件の有無について、回答されたい。	私は、寄付金によって栃木県那須町にて私学法人（小学校）の設立を希望しています。 今回の回答によると、2つの法人格を有することになります。（学校法人と公益財団法人）。文科省からの回答にあるように（管理コード：080110）3年で解散する公益財団法人を認定することは可能かどうか、お尋ねいたします。学校法人設立の後には、公益財団法人は、解散する予定です。学校法人設立のみが唯一の目的です。		0 0 4 4 0 1 0	個人	東京都	文部科学省 内閣府
200070	成長戦略拠点特区の創設	地域再生法第五条第三項第四号及び第二十条	地域再生計画の認定を受けることで、地域再生に資する事業実施者が事業資金を低利で借り入れることを可能とする利子補給金制度が存在するところ。	従来の都市再生緊急整備地域の中から、特に、これからの都市戦略上重要となる地区を「成長戦略拠点特区」に位置づけ、これからの日本を牽引する戦略拠点の形成をめざし、都市計画や構造改革特区制度などによる規制緩和に加え、国税の減免など総合的な優遇措置を実施する。 【具体的内容】 ② 金融支援特区の創設	従来の都市再生緊急整備地域の中から、エリアを限定し、次の3つの措置を柱とする総合的な特区制度を創設する。 ①法人税など国税・地方税の減免などを行う「租税措置特区」 ②日本政策投資銀行の活用による資金調達や無利子・低利子貸し付けを行う「金融支援特区」 ③都市計画法や構造改革特区に基づく規制緩和を行う「規制緩和特区」 （提案理由） 成長著しい南・東アジア地域等との国際的な都市間競争のなか、日本を支える大都市の活力を増進するため、都市戦略上重要となる地区において、アジア諸国で既に実施されている特区制度を実現する必要があるため。	一部D	－	内閣府には、地域再生計画の認定を受けることで、地域再生に資する事業実施者の事業資金を低利で借入れることを可能とするための地域再生支援利子補給金制度が存在する。			成長戦略拠点特区	0 0 4 1 0 1 1	大阪市	大阪府	財務省 国土交通省 内閣府